

## 滋賀県版環境影響評価技術ガイドについて

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

### 1. 目的

事業者が環境影響評価を円滑に実施するに当たっては、留意すべき具体的事項についてとりまとめられた技術的なガイドが必要である。

国では、環境影響評価法に基づく環境影響評価の技術手法をとりまとめた「環境影響に関する技術ガイド」（以下「技術ガイド」という。）を作成している。

県では、滋賀県環境影響評価条例（以下「条例という。」）に基づく環境影響評価の技術面についてとりまとめた「滋賀県における環境影響評価の手引き一条例版」（以下「手引き」という。）を平成13年に県の監修、社団法人滋賀県環境アセスメント協会の編集により発行している。

国の「技術ガイド」は改訂版が発行されたところであるが、県の「手引き」は発行以降改訂されておらず、制度改正や新たな技術が反映されていないことから、今般、県において「滋賀県版環境影響評価技術ガイド（以下「滋賀県版ガイド」という。）を作成する。

### 2. 滋賀県版ガイドの作成方針

「技術ガイド」および「手引き」を参考に、以下の観点に留意して作成する。

- (1) 制度改正の反映（配慮書制度導入、環境要素に放射性物質の追加）
- (2) 最新の調査・予測技術の反映
- (3) 最新の情報の反映（関係法令、参考資料）
- (4) 事例の紹介（参考事例、環境保全措置、事後調査）
- (5) 技術ガイドの活用

国が発行した「技術ガイド」の改訂版を確認し、そこに記載されている内容については該当箇所を示す。

### 3. 滋賀県版ガイドの全体構成

「技術ガイド」の構成（改訂後5冊で構成）を踏まえ、「滋賀県版ガイド」も分冊構成とする。

<分冊構成案>

- ・ 総論、配慮書分野
- ・ 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷、放射性物質分野
  - 大気、水質、土壌、廃棄物、温室効果ガス、放射線の量
- ・ 生物多様性・自然との触れ合い分野
  - 動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場
- ・ 歴史的遺産分野
  - 文化財、伝承文化
- ・ 環境保全措置、事後調査分野

#### 4. 滋賀県版の各ガイドの構成

##### (1) 総論、配慮書分野

###### ① 趣旨

###### ② 手続概要

滋賀県環境影響評価条例の手続の流れ（一覧表）を掲載

###### ③ 配慮書関係

##### (2) 各環境要素の分野

環境要素ごとの調査、予測および評価の手法等を、技術指針別表第1に掲げる環境要素の区分ごとに記載

###### ① 調査、予測および評価の手法、評価の考え方、環境保全措置の例

- ・法と同種の環境要素に関する記述については「技術ガイド」の該当箇所を示す。
- ・条例独自の環境要素（気象、電波障害、文化財、伝承文化）に関する調査、予測および評価の手法、評価の考え方、環境保全措置の例を記載
- ・滋賀県独自の内容（水象、水質等の環境要素における琵琶湖の湖流等）については、当該部分を取りまとめて記載

###### ② 先進手法（県独自のもの）

- ・評価書記載の調査、予測および評価の手法から先進手法を紹介

###### ③ 参考事例、知事意見および知事意見に対する事業者の見解

###### ④ 関係窓口、関係法令、参考文献

##### (3) 環境保全措置、事後調査分野

条例施行以降の14事例の紹介（評価書終了10事例、準備書提出前に廃止、中断4事例）

###### ① 事例概要 事例一覧表（対象とした環境要素掲載）等

###### ② 環境保全措置 評価書終了事例の環境保全措置一覧表等

###### ③ 事後調査 評価書終了事例の事後調査計画、結果、追加の環境保全措置等

#### 5. 今回の作業

歴史的遺産分野（文化財、伝承文化）を作成

#### 6. 今後の予定

歴史的遺産分野については、審査会でのご意見を反映させた最終版を完成させ、県ホームページで公表する。

その他の分野については、国が発行している「技術ガイド」の改訂版を参考に事務局で案を作成し、順次審査会でご意見を伺う。

滋賀県版環境影響評価技術ガイド（案）についての事前意見に対する対応

◎全体

頁	該当箇所	意見	対応
		括弧書きは極力避ける。	ご指摘のとおり可能な限り修正しました。

◎文化財

頁	該当箇所	意見	対応
1	前文	環境要素に大気質を加え、滋賀県の環境要素の表に項目名、列挙順を合わせる。	ご指摘のとおり修正しました。項目の名称は、「滋賀県環境影響評価技術指針」に記載のとおりとしました。
3	1. 調査 (3) ア②		
6	2. 予測 (1) イ		
7	2. 予測 (3)		
1	1. 調査 (1)	調査対象しか書かれていないので、標題は「調査の対象」がよい。 分布状況は(2) アで記載されているので、枠内は「対象となる有形の文化財」がよい。	ご指摘のとおり修正しました。
2	1. 調査 (2) ア a	他の項目の語尾と整合をとって「有形の文化財の分布状況の把握」がよい。	ご指摘のとおり修正しました。
2	1. 調査 (2) ア b	学芸員等の「等」を削除して、括弧の最後に移動する。	ご指摘のとおり修正しました。
2	1. 調査 (2) ア c	伝承文化と整合をとって「現地確認」がよい。 「文献資料」は a の項目名に合わせて「文献調査」がよい。	ご指摘のとおり修正しました。
4	1. 調査 (3) ア③ (3) イ	「文化財からの風景」という言い回しが分かりにくいので、「文化財の内部から見る風景」などと統一すべき。	ご指摘のとおり修正しました。
6,7	2. 予測 (1) ウ (3)		
8	4. 環境保全 措置 (1)(2)		
4	1. 調査 (3) ア③	「…により、文化財の内部から見る風景が変化すること等。(例：文化財の建築の窓ごしに眺める景色や、借景庭園の見え方への影響等)」とする。	ご指摘のとおり修正しました。

頁	該当箇所	意見	対応
4	1. 調査 (3) イ	表中「事業計画地外で影響を受ける可能性のある範囲／埋蔵文化財包蔵地」、「アクセスルートに影響を受けることが想定される文化財／埋蔵文化財の存在及び迂回ルートを含む範囲」ではないか。	ご指摘のとおり修正しました。
4	1. 調査 (3) イ	「文化財の内部から見ることのできる範囲」すべて調査するように読めるが、p.7(2. 予測(1)ウ)では「重要な風景や借景となる場所」と、著名な景色、借景庭園など、ある程度価値が認められている重要なものを選定し調査するようにと読める。統一させた方がよいように思う。	調査地域は重要な風景や借景となる場所に限ることとし、p.4の表中においても「文化財の内部から見ることのできる重要な風景や借景となる範囲」に修正しました。
5	1. 調査 (3) イ	図中、dの矢印の先に比叡山と琵琶湖らしきものを描く。 破線のルートが迂回ルートであることを明記する。 凡例を「風景を見るとき視界」とする。視界は単に方向ではなく、角度的な広がりを持っているものであるため、矢印ではなく扇形などで示されるべき。	ご指摘のとおり修正しました。
5	1. 調査 (5)	調査期間について具体的に触れていないため、標題は「調査時期」がよい。 解説は「文化財が紅葉や桜等を要素に持つ場合や、---場合は、」がよい。	ご指摘のとおり修正しました。
6	1. 調査 (6)	「文化財所管部局の意見等の判断根拠を明らかにする」とあるが、何の判断根拠か明確にする。	文化財所管部局の意見等の裏付けをとるという意味ですので、「文化財所管部局の意見等の根拠を明らかにする」に修正しました。
6	2. 予測 (1) ウ	「文化財の内部から見る風景の変化については、---の範囲と、文化財の分布、そして各文化財から見る風景の視界や可視領域を重ね合わせるにより予測する。」とする。 ※ 視界=ある一定以上の距離、範囲内の視空間の有無を意味する言葉。視点近傍の状態(樹林などに囲まれている状態)によっても決まる。(『景観用語辞典増補改訂版』p.42)	ご指摘のとおり修正しました。
7	2. 予測 (3)	標題の「等」を削除してはどうか。	ご指摘のとおり修正しました。
7	3. 評価 (2)	「当該基準または目標」を「当該の目標」に修正。	「文化財保護法---等に基づく基準等」と「関係市町の歴史文化基本構想等における目標」についての記載であるため、修正不要です。

頁	該当箇所	意見	対応
8	4. 環境保全措置 (1)	「新たな施設の設置は、文化財の内部から見る風景に影響を与えない位置にする。」とする。(変化、というと抽象的で、風景は季節や時期などによっても絶えず変化していくので、影響を与える、という表現の方が好ましいように思う。)	ご指摘のとおり修正しました。
8	4. 環境保全措置 (2)	高さを抑えるのは「工法」か。「高さを抑える等の工夫をする」でよいのでは。  「新たな施設の形状や意匠を、文化財の雰囲気に合わせてたり、文化財の内部から見る風景になじませる等の工夫を行う。」とする。(意匠だけでなく、高さやボリュームなどの形状にも言及しておいた方がよいのではと思いました。また形状を入れておけば、特に屋根を挙げずとも、施設の色々な部分が対象になることは自明かなとも思った次第です)	ご指摘のとおり修正しました。
8	4. 環境保全措置 (3)	5. (3)と整合をとって「文化財の移築・移動、修復および記録の保存を行う。」がよい。	ご指摘のとおり修正しました。
11 ～ 16	7. 知事意見	ブランクの枠に「方法書」「準備書」を記載。 方法書、準備書の意見に対する事業者の見解の有無、有りの場合はその内容を記載するとよい。	ご指摘のとおり修正しました。

#### ◎伝承文化

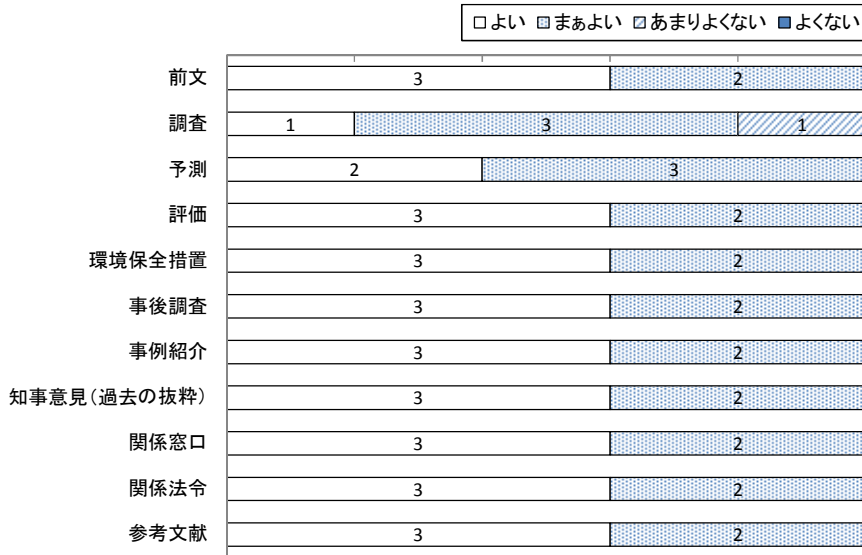
頁	該当箇所	意見	対応
19	1. 調査 (1)	調査対象しか書かれていないので、標題は「調査の対象」がよい。	ご指摘のとおり修正しました。
19	1. 調査 (1)	「地域に伝わる祭り、行事(場として使用される祠等含む)」とする。	ご指摘のとおり修正しました。
20	1. 調査 (2) ア b	学芸員等の「等」を削除して、括弧の最後に移動する。	ご指摘のとおり修正しました。
20	1. 調査 (2) ア c	「文献資料」は a の項目名に合わせて「文献調査」がよい。	ご指摘のとおり修正しました。
21	1. 調査 (2) ウ	表中「その他伝承文化…」と「地元自治会…」の行を入れ替える。	ご指摘のとおり修正しました。
22	1. 調査 (3) ア②	環境要素に大気質を加え、滋賀県の環境要素の表に項目名、列挙順を合わせる。	ご指摘のとおり修正しました。項目の名称は、「滋賀県環境影響評価技術指針」に記載のとおりとしました。
24	2. 予測 (1) イ (3)		

頁	該当箇所	意見	対応
25	4. 環境保全措置 (2)		
22	1. 調査 (3) イ	表中「アクセスルートに影響を受けることが想定される伝承文化の存在及び迂回ルートを含む範囲」ではないか。	ご指摘のとおり修正しました。
22	1. 調査 (3) イ	図中、破線のルートが迂回ルートであることを明記する。	ご指摘のとおり修正しました。
23	1. 調査 (5)	調査期間について具体的に触れていないため、標題は「調査時期」がよい。	ご指摘のとおり修正しました。
23	1. 調査 (6)	「有識者の意見等の判断根拠を明らかにする」とあるが、何の判断根拠か明確にする。	有識者の意見等の裏付けをとるという意味ですので、「有識者の意見等の根拠を明らかにする」に修正しました。
23	1. 調査 (6)	「取り上げるべき情報が無い場合にも、項目を削除せずに調査結果を記述する」とあるが、何を記述するのか。「特記すべき情報がない」など具体的に示した方がよい。	「項目を削除せずに特記すべき情報がない旨を記述する」に修正しました。
24	2. 予測 (1) ウ	「祭りの神輿の通過ルート」は伝承文化そのものではないか。	「祭りの神輿の通過ルート」を削除しました。
24	2. 予測 (3)	標題の「等」を削除してはどうか。	ご指摘のとおり修正しました。
25	3. 評価 (2)	「当該基準または目標」を「当該の目標」に修正。	「文化財保護法…等に基づく基準等」と「関係市町の歴史文化基本構想等における目標」についての記載であるため、修正不要です。
27 ～ 30	7. 知事意見	方法書、準備書の意見に対する事業者の見解の有無、有りの場合はその内容を記載するとよい。	ご指摘のとおり修正しました。

◎参考

日本環境アセスメント協会関西支部に協力いただき、「滋賀県版環境影響評価技術ガイド（案）—歴史的遺産分野（文化財・伝承文化）—」に対するアンケート調査をおこなったところ、その結果は以下のとおりでした（回答数5）。

1. 技術ガイドの内容について



※あまりよくないと思う理由：文化財の調査で、文化財からの風景の変化を挙げているが、景観として文化財位置を眺望点とし、借景等を景観資源として評価すれば良いのではないかと。⇒県の見解：「景観」と重複する部分については、「文化財」の項目から省略できる旨を記載します。（p.4③）

2. 追加したらよいと思われる項目について

項目	意見	県の見解
文化財からの風景（調査範囲）	庭園の借景（文化財指定されている場合）を選定することは理解できますが、文化財からの風景となると範囲が広がりすぎるため、抽出範囲の目安が必要であると思います。	調査地域は <u>重要な</u> 風景や借景となる場所に限ることとし、その旨を記載します。（p.4表中d） なお、抽出範囲や具体的な調査地点については、文化財所管部局等と協議のうえ、個別に対応いただくこととします。（p.3(3)解説、p.5(4)解説）
文化財からの風景（調査方法）	文献や聞き取り調査のみでは「風景が変化する地点」であるかの判定は難しく、該当する地点すべてで現地調査が必要となるように読み取れます。もう少し具体的にお示しいただければ幸いです。	
文化財からの風景（予測方法）	風景の予測となりますと「どの程度変化したか」の視点からの評価が必要と考えます。そうしますと「景観」の調査予測と変わらないものになると想像しました。この辺り、「景観」「文化財からの風	滋賀県環境影響評価技術指針における景観の調査すべき情報とは「主要な眺望点の状況」「景観資源の状況」「主要な眺望景観の状況」となっています。

項目	意見	県の見解
	景」の調査・予測及び評価の相違点をお示しいただければ幸いです。	<p>「文化財からの風景」は文化財と一体となった景観であり、「景観」の調査対象に該当しない場合も考えられます。そういった場合にも、重要な借景等については環境影響評価を実施していただきたいことから、文化財の項目として取りあげています。</p> <p>なお、調査・予測及び評価の方法については、「景観」と類似または同じになることも想定されます。</p>
文化財からの風景 (調査・予測)	文化財からの風景の変化に関する調査・予測に関しては、景観として調査・予測対象にしていれば検討の必要性が無いことを追加してはどうか。市民がアクセス書を見たときに、類似した内容が繰り返される。	「景観」と重複する部分については、省略できる旨を記載します。(p. 4③)
文化財からの風景 (調査・評価)	たとえば竹林の繁茂を放置している古墳なども風景を保全する対象となりうるかなど、文化財の状況に応じてどのように対処すべきなのか内容を追加してはどうか。	1. 調査 (2) (3) (4) において、文化財所管部局等と協議することを記載しています。協議の中で、個別に対応を考えていただくこととします。
内容・構成	ガイド(案)の内容・構成が、方法書以降の検討を前提とした内容になっているのではないのでしょうか。配慮書段階で検討すべき事項を追加頂くとともに、全体的な構成を、「配慮書」、「方法書」、「準備書」の各図書作成段階に応じた技術ガイドを整理して頂けると、より活し易いマニュアルになると考えます。	<p>「文化財」および「伝承文化」は、配慮書段階で環境要素として選定されるケースは少ないと考えられるため、本ガイドは主に方法書段階以降で活用いただくような内容となっています。もちろん、必要に応じて配慮書段階での活用も想定されます。</p> <p>「方法書」と「準備書」では重複する内容も多いため、各図書作成段階に応じた構成にはしておりません。</p> <p>なお、技術ガイドは分冊構成を考えており、今回の「歴史的遺産分野」以外に「総論、配慮書分野」も作成する予定ですので、配慮書段階での全体的な留意事項はそちらを参照していただくこととします。</p>